

法人税法第二条二十号（棚卸資産）

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして政令で定めるもの（有価証券及び第六十一条第一項（短期売買商品の譲渡損益及び時価評価損益の益金又は損金算入）に規定する短期売買商品を除く。）をいう。

法人税法施行令第十条（棚卸資産の範囲）

- 1 法第二条二十号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。
 - 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
 - 二 半製品
 - 三 仕掛品（半成工事を含む。）
 - 四 主要原材料
 - 五 補助原材料
 - 六 消耗品で貯蔵中のもの
 - 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

法人税法施行令第三十二条（棚卸資産の取得価額）

第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 購入した棚卸資産（法第六十一条の五第二項（デリバティブ取引による資産の取得）の規定の適用があるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この項及び次項において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

三 前二号に規定する方法以外の方法により取得（適格分社型分割又は適格現物出資による分割法人又は現物出資法人からの取得を除く。以下この号において同じ。）をした棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

- 2 内国法人が前項第二号に掲げる棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が同号イ及びロに掲げ内国法人が前項第二号に掲げる棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が同号イ及びロに掲げる金額の合計額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額に相当する金額をもって当該資産の同号の規定による取得価額とみなす。

- 3 内国法人が適格分社型分割又は適格現物出資により分割法人又は現物出資法人から取得した棚卸資産について当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用がある場合には、その費用の額を当該資産の取得価額に加算するものとする

法人税法基本通達

(購入した棚卸資産の取得価額) 5-1-1

購入した棚卸資産の取得価額には、その購入の代価のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要したすべての費用の額が含まれるのであるが、次に掲げる費用については、これらの費用の額の合計額が少額（当該棚卸資産の購入の代価のおおむね3%以内の金額）である場合には、その取得価額に算入しないことができるものとする。

- (1) 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- (2) 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費
- (3) 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管する等の費用の額

(注) 1 (1)から(3)までに掲げる費用の額の合計額が少額かどうかについては、事業年度ごとに、かつ、種類等（種類、品質及び型の別をいう。以下5-2-9までにおいて同じ。）を同じくする棚卸資産（事業所別に異なる評価方法を選定している場合には、事業所ごとの種類等を同じくする棚卸資産とする。）ごとに判定することができる。

2 棚卸資産を保管するために要した費用（保険料を含む。）のうち(3)に掲げるもの以外のものの額は、その取得価額に算入しないことができる。

(棚卸資産の取得価額に算入しないことができる費用) 5-1-1の2

次に掲げるような費用の額は、たとえ棚卸資産の取得又は保有に関連して支出するものであっても、その取得価額に算入しないことができる。

- (1) 不動産取得税の額
- (2) 地価税の額
- (3) 固定資産税及び都市計画税の額
- (4) 特別土地保有税の額
- (5) 登録免許税その他登記又は登録のために要する費用の額
- (6) 借入金の利子の額

(製造等に係る棚卸資産の取得価額) 5-1-3

自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額には、その製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額の合計額のほか、これを消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額が含まれるのであるが、次に掲げる費用については、これらの費用の額の合計額が少額（当該棚卸資産の製造原価のおおむね3%以内の金額）である場合には、その取得価額に算入しないことができるものとする。

- (1) 製造等の後において要した検査、検定、整理、選別、手入れ等の費用の額
- (2) 製造場等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- (3) 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額

(注) 1 (1)から(3)までに掲げる費用の額の合計額が少額かどうかについては、事業年度ごとに、かつ、種類等を同じくする棚卸資産（工場別に原価計算を行っている場合には、工場ごとの種類等を同じくする棚卸資産とする。）ごとに判定することができる。

2 棚卸資産を保管するために要した費用（保険料を含む。）のうち(3)に掲げるもの以外のものの額は、その取得価額に算入しないことができる。

(製造原価に算入しないことができる費用) 5-1-4

次に掲げるような費用の額は、製造原価に算入しないことができる。

- (1) 使用人等に支給した賞与のうち、例えば創立何周年記念賞与のように特別に支給される賞与であることの明らかなものの額（通常賞与として支給される金額に相当する金額を除く。）
- (2) 試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額
- (3) 措置法に定める特別償却の規定の適用を受ける資産の償却費の額のうち特別償却限度額に係る部分の金額及び令第60条の2《陳腐化した減価償却資産の償却限度額の特例》の規定による陳腐化資産の償却費の額のうち陳腐化による償却費の額

- (4) 工業所有権等について支払う使用料の額が売上高等に基づいている場合における当該使用料の額及び当該工業所有権等に係る頭金の償却費の額
- (5) 工業所有権等について支払う使用料の額が生産数量等を基礎として定められており、かつ、最低使用料の定めがある場合において支払われる使用料の額のうち生産数量等により計算される使用料の額を超える部分の金額
- (6) 複写して販売するための原本となるソフトウェアの償却費の額
- (7) 棚卸資産の評価損の額（通常発生する不良品についての評価損に相当する金額を除く。）及び低価法によって評価している場合の原価法の評価額から時価による評価額を控除した金額
- (8) 事業税の額
- (9) 事業の閉鎖、事業規模の縮小等のため大量に整理した使用人に対し支給する退職給与の額
- (10) 生産を相当期間にわたり休止した場合のその休止期間に対応する費用の額
- (11) 償却超過額その他税務計算上の否認金の額
- (12) 障害者の雇用の促進等に関する法律第 53 条第 1 項《障害者雇用納付金の徴収及び納付義務》に規定する障害者雇用納付金の額
- (13) 工場等が支出した寄附金の額
- (14) 借入金の利子の額

(製造間接費の製造原価への配賦) 5-1-5

法人の事業の規模が小規模である等のため製造間接費を製品、半製品又は仕掛品に配賦することが困難である場合には、その製造間接費を半製品及び仕掛品の製造原価に配賦しないで製品の製造原価だけに配賦することができる。

(法令に基づき交付を受ける給付金等の額の製造原価からの控除) 5-1-6

法人が、その支出する休業手当、賃金、職業訓練費等の経費を補てんするために雇用保険法、雇用対策法、障害者の雇用の促進等に関する法律等の法令の規定等に基づき給付される給付金等の交付を受けた場合（2-1-4 2 の取扱いの適用がある場合を含む。）において、その給付の対象となった事実に係る休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額を製造原価に算入しているときは、その交付を受けた金額のうちその製造原価に算入した休業手当、賃金、職業訓練費等の経費の額に対応する金額を当該製造原価の額から控除することができる。

(副産物、作業くず又は仕損じ品の評価) 5-1-7

製品の製造工程から副産物、作業くず又は仕損じ品（以下 5-1-7 において「副産物等」という。）が生じた場合には、総製造費用の額から副産物等の評価額の合計額を控除したところにより製品の製造原価の額を計算するのであるが、この場合の副産物等の評価額は、継続して当該副産物等に係る実際原価として合理的に見積った価額又は通常成立する市場価額によるものとする。ただし、当該副産物等の価額が著しく少額である場合には、備忘価額で評価することができる。

法人税法施行令第三十三条 棚卸資産の取得価額の特例)

第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特第二内国法人がその有する棚卸資産につき次の各号に掲げる評価換えをした場合には、当該評価換えをした日の属する事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第二十八条の二第一項（棚卸資産の特例な評価の方法）の規定による当該資産の評価額の計算については、その内国法人が当該資産を同日において当該各号に定める金額に相当する金額により取得したものとみなす。

一 法第二十五条第二項（資産の評価益の益金不算入等）に規定する評価換え その評価換えをした棚卸資産の取得価額に、その評価換えにより各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額を加算した金額

二 法第三十三条第二項（特定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入）の規定の適用を受ける評価換え その評価換えをした棚卸資産の取得価額からその評価換えにより各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を控除した金額

2 内国法人が法第二十五条第三項 又は第三十三条第三項 の規定によりその有するこれらの

規定に規定する資産（棚卸資産に該当するものに限る。以下この項において同じ。）の評価益の額（法第二十五条第三項に規定する評価益の額として政令で定める金額をいう。）又は評価損の額（法第三十三条第三項に規定する事実が生じた日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入した場合には、当該事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の規定による当該資産の評価額の計算については、その内国法人がこれらの事実が生じた日において当該資産の取得価額に当該評価益の額を加算し、又は当該資産の取得価額から当該評価損の額を減算した金額により当該資産を取得したものとみなす。

3 内国法人が法第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）又は第六十一条の十二第一項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）の規定によりこれらの規定に規定する連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度終了の時に有するこれらの規定に規定する時価評価資産（棚卸資産に該当するものに限る。以下この項において「時価評価資産」という。）の評価益（法第六十一条の十一第一項に規定する評価益をいう。）又は評価損（法第六十一条の十一第一項に規定する評価損をいう。）を当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入した場合には、当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の規定による当該時価評価資産の評価額の計算については、その内国法人が当該連結開始直前事業年度又は連結加入直前事業年度終了の時に当該時価評価資産の取得価額にその評価益に相当する金額を加算し又は当該時価評価資産の取得価額からその評価損に相当する金額を減算した金額により当該時価評価資産を取得したものとみなす。

4 内国法人が法第六十二条の九第一項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）の規定により同項に規定する非適格株式交換等の直前において有する同項に規定する時価評価資産（棚卸資産に該当するものに限る。以下この項において「時価評価資産」という。）の評価益（同条第一項に規定する評価益をいう。）又は評価損（同条第一項に規定する評価損をいう。）を当該非適格株式交換等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は損金の額に算入した場合には、当該事業年度以後の各事業年度における第二十八条第一項又は第二十八条の二第一項の規定による当該時価評価資産の評価額の計算については、その内国法人が当該非適格株式交換等の時に当該時価評価資産の取得価額に当該評価益に相当する金額を加算し、又は当該時価評価資産の取得価額から当該評価損に相当する金額を減算した金額により当該時価評価資産を取得したものとみなす。